

学校保健安全法施行規則改正に伴う

新型コロナウイルス感染症による出席停止期間の確認について（お知らせ）

学校保健安全法施行規則の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間が定められました。医療機関のもとで、新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合は、定められた出席停止期間の基準を満たすよう、下表をもとに出席停止期間についてご確認のうえ、十分に療養し回復してから登校するようにしてください。

また、登校にあたっては、保護者の方が、本校所定の「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」に療養の経過を記入・作成し、受診した医療機関の「領収書と診療明細書」の写し または 「調剤明細書」の写しを添付し、学校へ提出をお願いします。

なお、登校開始後も、10日間を経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクの着用など、咳エチケットを心がけてください。

何卒、集団での流行拡大を防ぐための必要な措置ですので、ご理解とご協力を よろしくお願いいたします。その他ご不明な点等がありましたら、保健室までお問合せください。

記

新型コロナウイルス感染症による出席停止期間（学校保健安全法施行規則）

『発症した後5日を経過』かつ『症状が軽快した後1日』を経過するまで

- 発症当日（発症した日または、無症状の場合は検体を採取した日）は「0日」として、数え始めます。
→ **最短でも「6日間の出席停止（休み）」が必要**です。
- 「症状が軽快した後1日」を経過するとは、**解熱剤（解熱成分配合薬を含む）を使用せずに、熱が下がっている状態のままで、丸1日（24時間）を経過した日を「0日」として、さらに1日（24時間）が良好に経過すること。かつ、持続する「せき」や「のどの痛み」等の 呼吸器症状等が改善傾向にある状態を、丸1日（24時間）を経過した日を「0日」として、さらに1日（24時間）が良好に経過すること、となります。**
- 出席停止期間の基準が満たされない場合は、**出席停止期間は、延期されて** いきます。

学校保健安全法に定める 新型コロナウイルス感染症の 最短 出席停止期間						解熱した日に応じて延長される出席停止期間		
発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目

例 1	発症後 1 日目に 症状が軽快した場合	発 症	症状軽快 0日目 (発症後 1日目)	症状軽快後 1日目 (発症後 2日目)	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登 校 可 能		
例 2	発症後 2 日目に 症状が軽快した場合	発 症	症状継続	症状軽快 0日目 (発症後 2日目)	症状軽快後 1日目 (発症後 3日目)	発症後 4日目	発症後 5日目	登 校 可 能		
例 3	発症後 3 日目に 症状が軽快した場合	発 症	症状継続	症状継続	症状軽快 0日目 (発症後 3日目)	症状軽快後 1日目 (発症後 4日目)	発症後 5日目	登 校 可 能		
例 4	発症後 4 日目に 症状が軽快した場合	発 症	症状継続	症状継続	症状継続	症状軽快 0日目 (発症後 4日目)	症状軽快後 1日目 (発症後 5日目)	登 校 可 能		
例 5	発症後 5 日目に 症状が軽快した場合	発 症	症状継続	症状継続	症状継続	症状継続	症状軽快 0日目 (発症後 5日目)	症状軽快後 1日目 (発症後 6日目)	登 校 可 能	
例 6	発症後 6 日目に 症状が軽快した場合	発 症	症状継続	症状継続	症状継続	症状継続	症状継続	症状軽快 0日目 (発症後 6日目)	症状軽快後 1日目 (発症後 7日目)	登 校 可 能

新型コロナウイルス感染症の症状が、「始まった(観測)日」の判断がつきにくい場合等（特に夜間の発症）は、**医師に症状を伝え、「発症日」の確認を受けて下さい。**

また、1日の中で、**発熱と解熱を両方認めた場合は「発熱状態にある」として判断をしてください。**

※ 症状が軽快した日が 6日目以降になる場合は、出席停止期間も あわせて延長されていきます。

敬愛学園高等学校 学校長 様

新型コロナウイルス感染症における 療養報告書

年 組 番 生徒氏名

下記の通り、新型コロナウイルス感染症の陽性判明を受け療養中のところ、症状が軽快し、学校保健安全法施行規則第19条に基づく「出席停止期間の基準」を全て満たす状態にまで、回復をしました。

登校を再開するにあたり、保護者の記入・作成による、本報告書と併せて、受診した医療機関の「領収書と診療明細書」の写し または 「調剤明細書」の写し を添付し、提出をいたします。

記

受診医療機関名	
発症日 (発症した日または、無症状の場合は検体を採取した日)	年 月 日 (= 0日目)
新型コロナウイルス感染症の陽性判明日	年 月 日
新型コロナウイルス感染症の診断の主となった方法	PCR検査の実施 ・ 抗原検査の実施 ・ 医師の診断による、その他の方法
本報告書に「添付する書類 (写し)」の種類	「領収書と診療明細書」の写し ・ 「調剤明細書」の写し ※ この「報告書」に、ホチキス止めで 添付をしてください。

- 下記事項について確認し、を入れてください。 → 登校再開には、下記 1 ~ 4 の全てに が 必要です。

あてはまる状態で あればチェック ↓	学校保健安全法施行規則 第19条に基づく 出席停止期間の 解除のための 確認事項	
<input type="checkbox"/>	1	発症日 (発症した日または、無症状の場合は検体を採取した日) を「0日目」とし、その翌日から数え、5日を経過している。
<input type="checkbox"/>	2	解熱剤 (解熱成分配合薬を含む) を使用せずに、熱が下がっている状態のままで、丸1日 (24時間) が経過したのち (= 軽快した状態) から、さらにもう1日 (24時間) が良好に経過している。
<input type="checkbox"/>	3	持続する「せき」や「のどの痛み」等の呼吸器症状等が改善傾向にある状態を、丸1日 (24時間) 経過したのち (= 軽快した状態) から、さらにもう1日 (24時間) が、良好に経過している。
<input type="checkbox"/>	4	登校して、活動できる状態に、症状が回復している。 【判断のめやす】 登下校も含み、1日中、ほぼ制約なく通常の活動に参加ができる、または、授業等への参加に支障がない状態に各症状が回復している。 → 症状の回復後もウイルス排出の可能性があることから、発症から10日間を経過するまでは、不織布マスクの使用など、「咳エチケット」をお願いします。

上記のとおり報告します。

登校再開日 年 月 日 から 登校 保護者氏名 (自署の場合 押印 は不要) 印

HR担任
使用欄

出席停止期間 (出席簿上) → 令和 年 月 日 () から 令和 年 月 日 () まで 日間

確認処理後
この用紙は保健室へ